

推進協議会の業務について

平成 27 年 8 月 10 日
福島県農村振興課

平成 27 年度から多面的機能支払の法制化に伴い交付ルートが、「国・地方負担分を合わせて地域協議会から活動組織へ交付するルート」から「国・地方負担分を合わせて市町村から活動組織へ交付するルート」になった。
このことに伴い推進協議会（旧地域協議会）の役割が変わった。

主な業務の変更内容は以下のとおりとなる。

【平成 26 年度】

福島県農地・水・環境保全向上対策地域協議会

（事務局）
土地連、県、JA 中央会

（主な業務内容）

○多面的機能支払、農地・水（復旧活動）に係る以下の業務

- ①普及推進・指導に関する業務
（説明会の開催、事務・技術的指導など）
- ②交付・申請に関する業務
（活動組織の採択、交付金の交付など）
- ③その他
（本交付金の実施に必要となる各種調査等）



【平成 27 年度】

福島県多面的機能支払推進協議会

（事務局）
土地連、県、JA 中央会

（主な業務内容）

○多面的機能支払に係る以下の業務

- ①普及推進・指導に関する業務
（説明会の開催、事務・技術的指導など）
- ②事業計画等の認定支援に関する業務
（事業計画書等の認定とりまとめ支援など）
- ③その他
（本交付金の実施に必要となる各種調査等）

○農地・水（復旧活動）に係る以下の業務

- ①交付・申請に関する業務
（活動組織の採択、交付金の交付など）

